

令和6年度全国子ども会安全共済会について（お知らせ）

全国子ども会安全共済会のご案内をいたします。下記の留意点等をご確認いただき、申込みをお願いいたします。また、申請方法ですが、各地区会長（代理可）が地区内の単位子ども会分を取りまとめ、会費を添えて藤岡市教育委員会生涯学習課へ申し込む方式を取らせさせていただいております。締切日等については、各地区会長からの連絡をご確認ください。なお、生涯学習課の締切は4月23日（火）となっております。詳細についてご不明な点がございましたら下記事務局までお問い合わせください。

記

1 年会費について

1人あたり **200円**。詳細の内訳は案内チラシを参照してください。

2 年齢制限について

27年度から加入時の年齢制限がなくなり、0歳児から加入できます。

ただし、就学前3年以下の幼児が行事に参加する場合には安全会に加入している保護者の同伴が必要になります。従って、幼児が加入する場合は保護者も同時に加入してください。

3 共済金請求の手続きについて

事故発生日から30日以内（30日以内とあるが速やかに）下記事務局までご連絡ください。（厳守）共済金請求書類は治療後60日以内に提出しなければなりません。（提出期限を過ぎると保険料のお支払ができなくなります。）詳細は案内チラシを参照してください。

4 年度途中加入・所属変更について

- ・令和6年度より 10月1日以降の年度途中加入についても年会費が200円になります。
- ・群馬県外からの年度途中転入の場合は、県子連運営費130円が必要になります。
- ・提出期限以降の申込については、4月1日扱いの加入ではなく、年度途中の加入扱いとなります。

5 単位子ども会番号について

「藤岡市子ども会番号一覧表」（生涯学習課 HP 掲載）を参照のうえ、申込書等に記入をお願いいたします。

6 その他

上毛かるたの市大会及び県大会に出場する場合は、安全共済会に加入していただくことが前提条件となります。ご注意ください。

子どものみ加入するケースでは、保護者は保険の適用外になりますので、ご家族での加入をお勧めします。

※申込用様式及び記載例のエクセルデータは、藤岡市生涯学習課のホームページにも掲載いたします。ご活用ください。

藤岡市子ども会育成団体連絡協議会事務局（藤岡市教育委員会生涯学習課）
電 話：0274-22-6888 FAX：0274-22-8738